

防衛相

### 南スーダン「戦闘」の言葉

## 「憲法9条上の問題になる」

民進議員に答弁

稲田朋美防衛相は8

日の衆院予算委員会

で、南スーダンの国連平和維持活動(PK O)に派兵された陸上自衛隊部隊が首都ジュバの状況について昨年7月の日報に「戦闘」と記載していた問題で、「戦闘」という言葉

が一般的な用語として使われたとしても、法的な意味の戦闘行為ではない」と開き直りました。民進党の小山展弘議員への答弁。

稲田氏は、「なぜ法的な意味での戦闘行為があったかにかかわるかといえば、国際的な武力紛争の二環として行われる、人を殺傷し、または物を破壊する行為が仮に行われていたとすれば憲法9条上の問題になるからだ」とし「憲法9条上の問題になる言葉を使うべきではない」と発言。憲法違反をこまかすために、「戦闘行為」

の文言を使わないなどの姿勢を示しました。南スーダンでは昨年7月、政府派と前副大統領派との間で大規模な戦闘が発生。日報は、自衛隊宿営地周辺での流れ弾やジュバ市内での突発的戦闘に巻き込まれないよう注意を喚起するなど、市内で戦闘が起きていたことを報告しています。

稲田氏は日報について「一般的な辞書的な意味で戦闘という言葉を使ったのではないかとし、当時の状況について「武器を使って人を殺傷したり、物を壊したりする行為はあったけれども、国際的な武力紛争の二環として行われていない。法的意味の戦闘行為ではないが武力衝突はあった」「PKO5原則は守られていた」とと繰り返し返しました。

ただしたのに対し、稲田氏は「お尋ねのあったモーニングレポート(日報をもとに上級部隊の陸自中央即応集団が作成)、日報そのものを見ていたということではない」と述べ、状況を把握するための基本的な資料に目を通していなかったことを認めました。情報公開請求に防衛省が当初、日報を廃棄したと説明していたことについても、稲田氏は「隠蔽(いんぺい)との指摘はあたらぬ」と開き直りました。